

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見及び金融  
庁の考え方

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
1	ガイドライン II-2-(3)-(ii) 【対応が求められる事項】①	「対応が求められる事項」として、「顧客の受入れに関する方針」の策定が求められているが、これは、「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていけばよいという理解でよいか。 【理由】定義の確認。	69 「顧客の受入れに関する方針」の策定が求められているが、これは、「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていけばよいという理解でよいか。	本ガイドラインII-2(3)(ii)【対応が求められる事項】①については、「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、顧客受入れを的確に方針として定めることを求める趣旨であるとのご理解で差し支えありません。
2	ガイドライン II-2-(3)-(ii) 【対応が求められる事項】⑧二.	「定期的に顧客情報確認の実施」がリスクベースアプローチに基づいた頻度で求められているが、その確認方法においては、犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース（例えば通常の特定期間における『実質的支配者』の確認等）については、顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められるとの理解でよいか。 【理由】平成 27 年 9 月の「「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について」の 162 番においても、「顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勘案して行われることとなるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えます。」とされているため。	108 「定期的に顧客情報確認の実施」の確認方法に関して、犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース（例えば通常の特定期間における『実質的支配者』の確認等）については、顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められるとの理解でよいか。 平成 27 年 9 月の「「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見の募集結果について」の 162 番においても、「顧客管理については、各事業者が自ら行う取引についてリスクを評価した書面等の内容を勘案して行われることとなるため、全顧客一律ではなく、リスクベースで考えて行うことがむしろ好ましいと考えます」とされているため。	本ガイドラインには、顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証跡」を求める旨の記載がありますが、これは、顧客の申告の真正性等にも留意しながら必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません。 いずれにせよ、定期的な確認についても、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクが高い場合についてはより深く、証跡を求めて確認を行うなど、リスクに応じた対応を図るべきと考えます。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見及び金融  
庁の考え方

	対象条項	当協会から提出した意見・質問	金融庁パブコメにおけるコメントの概要	金融庁の考え方
3	ガイドライン Ⅲ-4 【対応が求められる事項】①	グループとして一貫した形でのリスク管理態勢等を求められているが、例えば同グループ内の同業カード会社間であれば、リスク評価基準（リスク評価書）や疑わしい取引届出基準等を、同一基準にすることまで求められるのか。 同グループとはいえ、個社毎の背景や事情を鑑み、ある程度の独自性は許容されるものとの理解でよいか。 【理由】定義の確認。	193 グループとして一貫した形でのリスク管理態勢等を求められているが、例えば、同一グループ内の同業の金融機関等の間では、リスク評価の基準や疑わしい取引の届出の基準等を、同一のものとするこ まで求められているのか、それとも、同一グループ内とはいえ、各金融機関等ごとにある程度の独自性は許容されるものとの理解でよいか。	グループの範囲については、本ガイドラインがグループベースの管理態勢の構築を求めている趣旨に鑑み、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要があり、ご質問の（連結）子会社や持分法適用会社といった持分割合によって機械的に判断されるものではありません。 グループを形成する各事業者に求められる水準についても、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要があります。
4	貸金業者向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-5	監督指針には「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに留意」や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置」等と表現されているが、具体的に貸金業者としてどのような対応をすればよいか明示していただきたい。	233 監督指針には「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに留意」や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置」等と表現されているが、具体的に貸金業者としてどのような対応をすればよいか明示していただきたい。	金融機関等の実効的な取組みに資する事例等については、今後、業界団体等とも連携しながら、共有等に努めて参ります。
5	貸金業者向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-5（1）①	「統括責任者」の配置と、マネロンのリスクについての調査・分析結果を勘案した措置を講じるための対応は、犯収法上は努力規定であるが、監督当局の指導上は義務になるという理解でよいか。	232 「統括管理者」の配置と、マネロンのリスクについての調査・分析結果を勘案した措置を講じるための対応は、犯収法上は努力規定であるが、監督当局の指導上は義務になるという理解でよいか。	監督指針等に記載する「統括管理者」の配置や、リスクの特定・評価・低減といったリスクベース・アプローチの実施は、本ガイドラインの対象となる金融機関等にとって、当然実施すべき事項であると考えています。